

登園可能のめやす

※ 京都府医師会「健康だより」より抜粋

① 登園届が必要な感染症と登園停止期間のめやす

病名	登園停止期間のめやす
新型コロナウイルス感染症	発症日を0日敏で5日、解熱より48時間が経過するまで。
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
百日咳	特有の席が消える、
麻疹（はしか）	発疹による発熱が解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、且つ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 （アデノウイルス）	発熱、咽頭痛、結膜炎などの主要症状が消退した後、2日をけいかするまで
流行性角結膜炎 出血性角結膜炎	眼症状が改善し、医師により感染の恐れがないと認められるまで

② その他の感染症と登園可能のめやす

病名	再登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療開始後24時間を経て、解熱し全身状態が良好となったとき
手足口病 ヘルパンギーナ	解熱し全身状態が安定していれば、登園は可能
伝染性紅斑 （りんご病）	発疹のみで全身状態が良好なら登園は可能
マイコプラズマ感染症	発熱が無く、全身状態が良好であれば登園は可能
流行性嘔吐下痢症	下痢・嘔吐から回復し、全身状態が良好であれば登園は可能
RSウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好なら登園は可能
帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化すれば登園は可能
突発性発疹	解熱し全身状態がりょうこうなら登園は可能
伝染性膿痂疹（とびひ）	患部をガーゼ等で覆うことが出来ていれば登園は可能